

2 0 2 3 年度

(令和 5 年度)

事業計画

社会福祉法人智頭町社会福祉協議会

2023年度 智頭町社会福祉協議会事業計画

I 活動の基本方針

2019年12月に世界で初めて新型コロナウイルス感染症が報告されてから3年以上が経過しました。この間、新型コロナウイルス感染症の蔓延で住民の皆さんが集まることが制限され、人と人・地域のつながりの希薄化に拍車をかけました。

「コロナはいつまで続くのだろう」と不安で不自由な日々が続いていましたが、2023年5月には感染法上の位置付けが危険度の高い2類相当から5類に見直しされます。これにより様々な活動をようやく再開できることが期待されます。しかし、全てを3年前と同じに戻すことはできません。新型コロナウイルス感染症そのものがなくなった訳ではないため、今後も、感染防止対策を十分に行いながら慎重に活動を進めていく必要があります。

一方、ロシア・ウクライナ情勢や円安などの影響により、物価が急激に高騰しています。あらゆるモノの値段が上がり、とりわけ、食品等の生活必需品や光熱費の増加は私たちの生活に大きな影響を与えています。また、近年では、最低賃金の引き上げ、社会保険の適用拡大、インボイス制度の開始など、経営をめぐる大きな変化が続いており、私たち社会福祉法人を取り巻く経営環境は一層の厳しさを増しています。

智頭町社会福祉協議会は、「安心して暮らせる仕組みづくり」の実現に向けて、地域住民、

行政、関係機関等と連携した取り組みを進めてきました。

2023年度は、地域福祉活動において地域の多様な関係者が「つながり続けることができる仕組みづくり」を進めます。地域の情報を集め、生活課題に気づき、解決に向けて取り組むことができる相談支援体制づくりに取り組みます。

介護サービス事業では、利用者の権利や意向を尊重し、安全で質の高いサービス提供体制の整備を進めます。同時に、安定した利用者確保への取り組みを進め、健全経営を目指します。また、感染症や自然災害による不測の事態が起きた場合でも必要な介護サービスが安定的・継続的に提供できるようBCP（事業継続計画）の整備に努めます。

障がいサービス事業では、就労継続支援事業を利用する方の工賃アップを目指し受託作業の確保や製品販売の拡大に取り組みます。同時に、利用者それぞれの状態に合った作業が提供できるよう作業内容の見直しに取り組みます。また、利用者の身体状況に応じて就労支援事業から生活介護事業や介護保険事業への変更が円滑に行えるように支援します。

Ⅱ 2023年度の重点目標

1. 人材の確保と育成

智頭町における福祉全般を将来にわたって担える人材育成に取り組みます。事業目的の達成、帰属意識の向上を図り、一貫性のある人事管理を行うための基準を整備します。

また、引き続き人材の確保に努めます。

- (1) 人事管理体制の整備（再検討）
- (2) 職員採用計画の設定
- (3) 積極的な部署異動によるキャリア形成への取り組み
- (4) 人材の適正配置
- (5) 働きやすい職場環境づくりの推進

2. 地域共生社会の推進

多様性・複雑性のある支援ニーズに対応し、「誰一人取り残さない持続可能な社会」の実現を目指し、住民同士が自発的に支えあいつながり合うことのできる地域づくりに取り組みます。また、地域の実情に合わせて、重層的かつ効果的な地域福祉活動に取り組めるよう地区社協等と連携・協働して、既存の仕組みのあり方についても検討します。また、こうした活動を通じて、全ての住民の人生が尊重されるようACP（アドバンス・ケア・プランニング＝人生会議）の普及を図ります。

- (1) 地域福祉・支えあい活動への支援

(2) 「ひきこもり」の実態把握と支援体制の検討

(3) ACP（アドバンス・ケア・プランニング＝人生会議）の普及活動

3. 生活困難者への相談援助機能の強化

住民組織、民生児童委員協議会など地域福祉活動に携わる諸団体、行政、郵便局や金融機関等との連携を図り、生活が困難な状況にある方の発見に努めるとともに日常生活自立支援事業及び成年後見事業等、相談援助業務の対応力向上を図ります。

(1) 相談援助業務を担う職員体制の整備

(2) 地域福祉活動に携わる各団体との連携強化

(3) 相談援助業務についての地域への一層の宣伝・周知

(4) 横領等の不正防止のための確実な相互牽制の仕組みづくり

4. 介護・障がい福祉サービス事業の健全な経営の推進

安全で質の高いサービスを提供し、利用者の満足度を高め、より多くの利用者の確保に努めるとともに、稼働率の向上をはかり、経営の安定を目指します。また、感染症や自然災害の発生に対応する体制整備に努めます。高齢者や障がい者のニーズに応じて、智頭町社会福祉協議会が担うべき取り組みについて、調査・研究を行います。

(1) サービス提供における接遇面の強化及び虐待を防止する対策強化

(2) 稼働率低下の原因把握と稼働率向上に向けた取り組み

- (3) 新たな加算の取得に向けての取り組み
- (4) 災害時等におけるBCP（事業継続計画）の策定及び訓練の実施
- (5) 障がい福祉サービス事業提供体制の見直し
- (6) 広報活動の強化

5. 法人の組織体制及び経営の強化

智頭町社会福祉協議会の現状を把握し、法人の向かうべき姿、そこで働く職員のあるべき姿を具現化することで、組織の生産性向上を目指します。また、人事労務に関わる業務の効率化を図るため、ICT（情報通信技術）等の積極的な活用を進めます。引き続き、社会福祉法人指導監査要綱等に合致した法人運営に努めます。

- (1) 中長期経営計画の策定
- (2) 経営改善（支出の見直しと適正な利益の確保）
- (3) 補助・助成金の活用
- (4) 人事労務管理業務の改善
- (5) 負担金の見直し協議

Ⅲ 主な事業実施内容

1. 社会福祉協議会の機能及び基盤強化

- ・ 民生児童委員会や地域諸団体との連携強化
- ・ 地区社協のあり方についての検討
- ・ 地域福祉活動を担う人的強化
- ・ 人事労務管理ソフトの導入
- ・ 社会福祉制度改正に沿った法人運営実務の強化
- ・ 積立、基金管理等の財務強化
- ・ 人材確保と育成
 - 1) キャリアパス制度の導入
 - 2) 人事評価制度の導入
 - 3) 職員研修の実施
 - 4) 採用計画の策定

2. 調査広報活動の推進

- ・ ホームページでの情報発信
- ・ 広報誌「志あわせ」の発行
- ・ パンフレットの作成

3. 在宅福祉サービスの推進

- ・ 一人暮らし高齢者の集い・ひまわり会・在宅介護者の集い等への参加促進
- ・ 福祉委員制度の見直し
- ・ 配食活動の内容検討

4. 地域福祉活動の強化

- ・ 生活支援コーディネーターの配置
- ・ ふれあいサロンやミニデイの推進
- ・ 災害ボランティアセンター機能の強化（マニュアル改訂、設置訓練等）
- ・ 原子力災害発生時に関する福祉避難所機能の整備（避難者の受入れ等）
- ・ 防災福祉マップづくりの推進
- ・ 新たな見守り体制の推進（新ひまわりシステムや安心キット、心配ごと相談の普及）
- ・ ACP（アドバンス・ケア・プランニング＝人生会議）の普及
- ・ 「ひきこもり」対応及び新たな居場所づくりの調査・研究

5. 福祉教育への援助・支援

- ・ 福祉人材養成校実習生、インターンシップ、体験授業の受け入れ
- ・ 学校、関係機関と協働した福祉教育機会の創出

6. 介護サービス事業の推進

- ・ 利用者の確保、稼働率の向上
- ・ 介護サービスの品質向上を図る取り組み
- ・ ベンチマーク（他社の経営手法に学ぶ）の推進（老施協など）

7. 障がい福祉サービス事業の推進

- ・ 生活介護事業の対応力量向上
- ・ 障がい者の重度化や高年齢化に対応する具体的な機能の検討
- ・ 就労継続支援事業利用者の工賃アップ（製品販売の拡大）

8. 権利擁護推進活動の推進

- ・ 権利擁護関連事業の積極的な地域への広報活動
- ・ 相互牽制の仕組みづくり
- ・ 相談援助業務における対応力量の向上と人材育成